

公共空地利活用等社会実験及び
情報板設計製作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月
各 務 原 市

目 次

1. 事業の概要	1
(1) 事業名	
(2) 趣旨	
(3) 事業内容	
2. 事業実施対象エリア	2
3. 計画提案に求める条件	2
4. 契約の概要	3
(1) 契約形態	
(2) 契約期間	
(3) 契約上限額	
5. 公募への参加資格要件	3
(1) 応募者の資格	
(2) 応募者の参加資格	
6. 応募手続き	4
(1) 質問の受付及び回答	
(2) 参加表明書等の提出	
(3) 参加資格確認結果の通知	
(4) 提案書類の提出	
(5) スケジュール	
7. 審査および選定	7
(1) 審査方法	
(2) 評価項目	
(3) 結果通知	
8. 契約の締結	9
9. 資格喪失に関する事項	9
10. その他	10
11. 担当連絡先.....	10

1. 事業の概要

(1) 事業名

公共空地利活用等社会実験及び情報板設計製作業務委託

(2) 趣旨

本市では、令和 7（2025）年度を初年度とする各務原市総合計画を策定し、将来都市像「もっとみんながつながる笑顔があふれる元気なまち～しあわせ実感 かかみがはら～」の実現に向け、各種事業を実施しています。近年、市民公園・学びの森エリアでは、「マーケット日和」などのイベントの実施、公園内にあるカフェ・ギャラリーの市民団体による活用、KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE の開業など、民間活力の活用がにぎわいの創出につながっており、そのにぎわいを新たなにぎわいへと広げ、まちの魅力向上につながる好循環を生み出すことが重要とされています。

市は、令和 6（2024）年度から、市民公園・学びの森の賑わいを那加商店街まで波及させることを目的とした都市再生整備計画によるまちなかウォークアブル推進事業「那加 from Park 構想」に着手しており、官民連携で公共空間の活用等に取り組むことで「にぎわいと交流のあふれるまち」の実現を目指しています。その中で、公園や道路などの公共空地の利活用及び情報板による情報発信は、公園から商店街までの回遊性や、エリアの滞在快適性を高めるために必要不可欠な事業となります。

そこで、公園や道路など、公共空地の利活用に向けた社会実験及び情報板の設計製作についての計画提案を、公募型プロポーザル方式により募集します。民間事業者による企画力とノウハウで魅力あるまちづくりに資する事業を行うことにより、多様な人の交流と新たな活動が生まれ、エリアの魅力が高まることを期待しています。

(3) 事業内容

本事業は、事業者が提案した事業計画に基づき、市と協議の上、滞在快適性等向上区域（次ページ図 1 参照）内の店舗や商店街と連携し、公園や道路などの公共空地を活用したイベント等の社会実験と、区域の取り組みを周知するための情報板の設計製作を実施するものです。また、実験により得られたデータの分析により、滞在快適性等向上区域内の回遊性及び滞在快適性の向上に向けた取り組みの効果検証を行ってください。

ア. 社会実験の企画運営業務

イ. 社会実験周知のための PR 業務

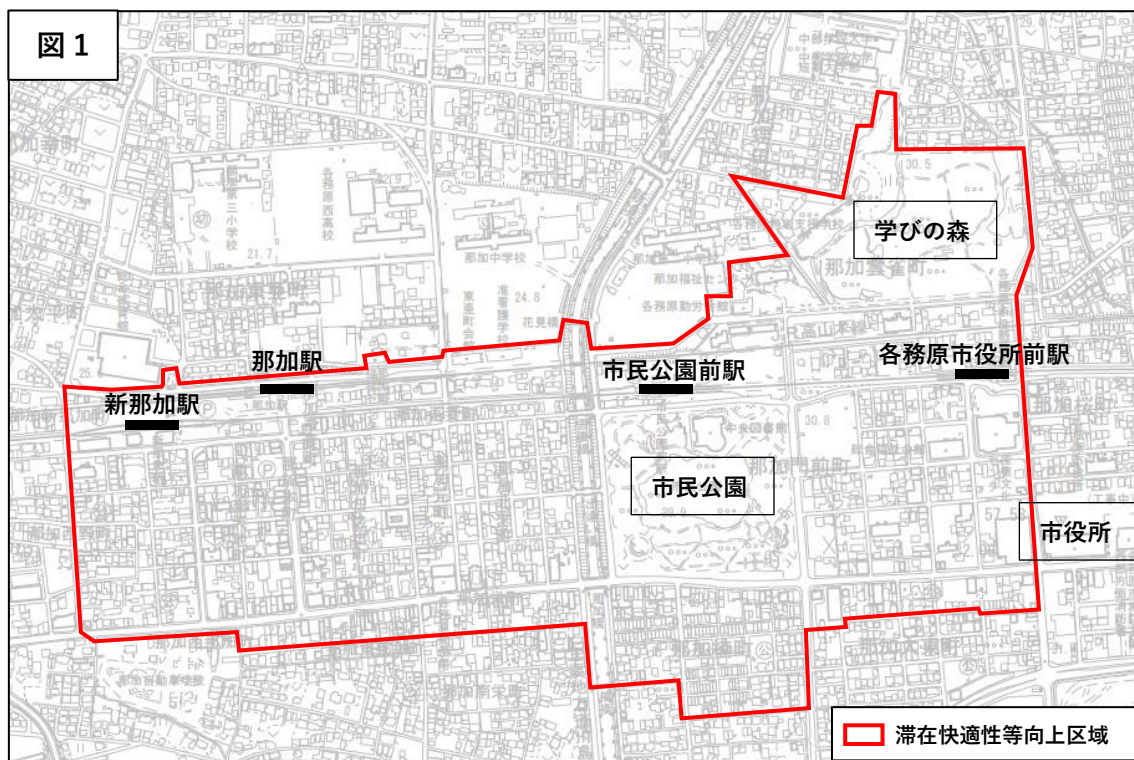
ウ. 社会実験の効果検証業務

エ. 情報板の設計及び製作

オ. 業務報告書の作成

2. 事業実施対象エリア

本事業は、都市再生整備計画「那加 from Park 構想」における滞在快適性等向上区域におけるにぎわいと交流の創出を目的としているため、滞在快適性等向上区域内にて実施するものとします。



3. 計画提案に求める条件

本市の各種計画によるまちづくりの方針、特に都市再生整備計画「那加 from Park 構想」の目的をふまえて、次のすべてを満たす、公共空地の利活用によるにぎわいと交流の創出を達成するための計画を提案してください。

① にぎわいの創出

周辺地域の利便性・快適性を向上させる、日常的な利用が見込まれる機能のほか、地域のニーズに対応したサービスを提供してください。

② 新たな交流の促進

居心地の良い空間や、多様な人が交流する場を設けることで、さまざまな活動が生まれる環境を創出し、新たな魅力づくりに繋げてください。

③ 関係者との連携

地域住民、地域の店舗、商店街、都市再生推進法人と円滑な関係を構築し、行政機関や関係団体・事業者等と緊密に連携してください。

④ 周辺地域への波及

社会実験実施箇所だけではなく、滞在快適性等向上区域全体でのまちづくりの視点を持ち、事業効果が滞在快適性等向上区域全体へ波及する事業を行ってください。

⑤ 回遊性・滞在快適性の向上

日常的な利用が見込まれる機能のほか、地域のニーズに対応したサービスを提供することで、滞在快適性等向上区域内の回遊性、滞在快適性及び滞在時間の延長を図ってください。特に、市民公園・学びの森から商店街エリアまでの回遊性向上を求めています。

4. 契約の概要

(1) 契約形態

市と事業者は、公共空地利活用等社会実験及び情報板設計製作業務委託契約を締結します。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日

契約期間には、事業の実施にあたって必要となる工作物・物品の撤去等に要する期間を含みます。

(3) 契約上限額

6,611,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5. 公募への参加資格要件

(1) 応募者の資格

- ① 応募者は、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人であること。複数の法人（以下「構成法人」という。）により構成するグループ（以下「応募グループ」という。）での応募の場合は、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人を 1 者以上含むこととします。
- ② 応募法人は、他の応募グループの代表法人または構成法人となることはできません。また、同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人または構成法人となることはできません。
- ③ 応募法人または応募グループを構成する代表法人および構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- ④ 応募法人等の内で、社会実験運営業務を実施する法人を定めてください。

(2) 応募者の参加資格

応募者（応募グループの構成員を含む。）は、次に掲げる参加資格をすべて満た

すものとしします。

- ① 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
※応募者は各務原市競争入札参加者名簿に登録の有無を問いません。
- ② 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている者でないこと。
- ⑥ 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。または同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 国税および地方税（法人税、本店所在地の法人住民税、法人事業税、特別法人事業税、消費税および地方消費税、固定資産税、都市計画税等）の滞納がないこと（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします）。
- ⑧ 公共空地地利活用等社会実験及び情報板設計製作事業者評価委員会委員が経営または運営に直接関与していない法人であること。

6. 応募手続き

（1）質問の受付及び回答

本実施要領に関して質問がある場合は、以下のとおり電子メールで送信してください。質問を送信した場合は、届いていることを電話で確認してください。質問ができるのは、「5.公募への参加資格要件」を満たす者としします。

① 質問の受付期限

令和7年6月23日（月）

② 提出方法

件名を「公共空地地利活用等社会実験及び情報板設計製作事業者募集要領に関する質問」とし、「①事業者名②代表者の役職・氏名③所在地④担当部署⑤担当者氏名⑥電話番号⑦メールアドレス」を入力して、プロポーザル実施要領の該当

ページと質問を電子メールで送信してください。

送信先：各務原市 都市建設部 都市活力創造課

メール tochi@city.kakamigahara.gifu.jp

③ 質問に対する回答

令和 7 年 6 月 27 日（金）（予定）に、市ウェブサイトで質問および回答を公表します。質問を提出した事業者名は公表しません。また、意見表明と解されるものには回答しないことがあります。

（2）参加表明書等の提出

① 提出書類

（ア）参加表明書（様式 1）

（イ）構成員調書（様式 2）※グループによる応募の場合

（ウ）事業者別状況調書（様式 3）

（エ）その他添付書類 ※グループでの応募による場合、代表法人およびその他の構成法人全ての分を提出してください。

（a）定款の写し

（b）法人登記履歴事項全部証明書（発行後 3 カ月以内のもの）

（c）印鑑証明書（発行後 3 カ月以内のもの）

（d）会社案内等

（e）直近 3 期分の決算書類の写し（貸借対照表、損益計算書、勘定科目明細）

（f）申込時点（1 カ月以内）の国税、都道府県税および市町村税の納税証明書（滞納がないことの証明するもの）

※都道府県税および市町村税については、

市内に事業所がある場合：岐阜県および各務原市の納税証明書

市内に事業所がない場合：本店がある都道府県および市町村の納税証明書

② 提出期限 令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時まで

③ 提出方法 提案書類を提出先へ持参または郵送（必着）

書類持参の受付は、各務原市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 6 号）に規定する休日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分（12 時～13 時を除く）とします。送付する場合は受付時間内に電話で受領確認をしてください。

【提出先】 各務原市 都市建設部 都市活力創造課

〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69 各務原市役所本庁舎 5 階

TEL 058-383-7254

(3) 参加資格確認結果の通知

- ① 通知期限 令和 7 年 7 月 9 日 (水)
- ② 通知方法 参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(4) 提案書類の提出

次の書類を各 12 部 (原本 1 部、複写 11 部) 提出してください。

- ① 事業計画書 (任意様式)
 - ※具体的な提案内容を記入してください。
 - ※サイズは A4 版両面印刷で作成し、A3 版を使用する場合は片面印刷で A4 サイズに折り込みをしてください。
- ② 見積書 (任意様式)
 - ※公共空地利活用等社会実験、情報板設計、情報板製作、それぞれの内訳がわかるようにしてください。また、積算資料がある場合は添付してください。
- ③ 提案概要書 (様式 4)

提出期限 令和 7 年 7 月 16 日 (水) 午後 5 時必着

提出方法 提案書類を提出先へ持参または郵送 (必着)

書類持参の受付は、各務原市の休日を定める条例 (平成 3 年条例第 6 号) に規定する休日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分 (12 時～13 時を除く) とします。送付する場合は受付時間内に電話で受領確認をしてください。

提出先 各務原市 都市建設部 都市活力創造課

〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69 各務原市役所本庁舎 5 階

TEL 058-383-7254

(5) スケジュール

実施要領の公開	令和 7 年 6 月 9 日 (月)
質問受付期限	令和 7 年 6 月 23 日 (月)
質問に対する回答	令和 7 年 6 月 27 日 (金)
参加表明書等の受付期限	令和 7 年 7 月 4 日 (金) 午後 5 時必着
参加資格確認結果の通知	令和 7 年 7 月 9 日 (水)
提案書の提出期限	令和 7 年 7 月 16 日 (水) 午後 5 時必着
事業者評価委員会 (プレゼンテーション審査)	令和 7 年 7 月 18 日 (金)
評価結果の通知	令和 7 年 8 月上旬
契約の締結予定日	令和 7 年 8 月中旬

※事業スケジュールは本実施要領の公表時点のもので、今後変更になることがあります。

7. 審査および選定

(1) 審査方法

提案書類による資格審査を通過した提案について「公共空地利活用等社会実験及び情報板設計製作事業者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）による提案審査を行い、提案採用者および次点以降を決定します。

① 審査の流れ

(ア) 資格審査（提案書類による書面審査）

以下の点について市が審査します。

- ・ 応募者の資格、参加資格を満たしているか。
- ・ 記載すべき事項が示されているか。
- ・ 提案の内容が法律、条例等に違反していないか。
- ・ 提案の趣旨が適切なものであるか。

(イ) 提案審査（プレゼンテーション審査）

資格審査を通過した提案について、評価委員会において(2)で示す評価の基準に沿って審査します。

応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。なお、応募者が1者のみの場合も実施します。

② 評価委員会

評価委員会では、応募者から提出された事業計画等の書類およびプレゼンテーションについて「(2) 評価項目」、内容に基づき審査を行い、提案採用者および次点以降の提案者を選定します。

評価委員会の委員が評価項目ごとに点数を付し、委員それぞれの点数の合計が最も高かったものを提案採用者として選定します。ただし、満点の6割を最低水準点とし、これに満たない場合は提案採用者としません。点数の最も高いものが複数あった場合は、その中から委員長が決定します。

なお、審査の結果によっては提案採用者および次点以降の提案者の一方または両方について、該当なしとする場合があります。

(2) 評価項目

評価項目		評価内容	配点 比率	評価	評価点 (配点比率×評価)
業務遂行能力	実績	同種業務の実績がありノウハウが活かされる、また、都市再生推進法人の指定を受けるなど、地方公共団体にまちづくりの実績を認められている。	8	4・3・2・1・0	32
	工程計画	業務を適切に実施できるスケジュール及び人員管理体制が整っており、事業目的達成が確実な提案内容となっている。	2	4・3・2・1・0	8
まちづくりへの貢献	地域連携	事業区域内の店舗や地域住民と円滑な関係を築き、日常的に連携する体制を構築できる。	6	4・3・2・1・0	24
	賑わい創出	公共空間を活かした、まちなかの日常的な賑わい創出に繋がる提案内容となっている。	2	4・3・2・1・0	8
合理性	那加 from Park 構想の方向性を踏まえた提案内容で回遊性・滞在快適性を向上させる工夫がされた提案となっている		6	4・3・2・1・0	24

	る。			
事業コスト	見積金額の経費節減の取り組みについて評価する。 5,750 千円未満…4 点 5,750 千円以上 6,000 千円未満…3 点 6,000 千円以上 6,250 千円未満…2 点 6,250 千円以上 6,600 千円未満…1 点 6,600 千円以上…0 点	1	4・3・2・1・0	4
合計		25		100

(3) 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人および応募グループの代表法人に文書にて通知します。電話等による問い合わせには応じません。また、評価結果は審査講評（概要）とあわせて、市ウェブサイトで公表します。

8. 契約の締結

- ① 提案採用者決定後、市と提案採用者とで協議の上、契約を締結します。市は協議に際し、必要に応じて提案採用者の提案の内容に対して修正を求めることができるものとし、提案採用者は、これに誠実に応えるものとします。
- ② 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守するものとします。
- ③ 提案採用者決定後、失格事項もしくは不正と認められる行為が判明した場合または契約締結の際の協議が不調となった場合は、次点以降の提案者と順に契約の締結に向けた交渉を行います。

9. 資格喪失に関する事項

- ① 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- ② 本要領で定める資格要件を満たさないこととなったとき。
- ③ 「8. 契約の締結」で行う協議が整わなかったとき。

10. その他

- ① 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は参加者の負担とします。

- ② 提案者は業務に関して、使用許諾や著作権、そのほか使用に関する一切の権利関係等を侵害しないよう、事前に使用許諾を得てから提案してください。
- ③ 書類の提出を郵送によって行う場合は、不達および遅配を原因とする提案者の不利益が生じても、市はその責を負いません。
- ④ 市が特に必要と認めた場合以外は、書類の変更、差し替え、再提出を認めません。
- ⑤ 必要に応じて本要領に記載以外の書類の提出を求める場合があります。
- ⑥ 提出された書類は、提案採用者の評価を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ⑦ 提出された書類は、業者評価の目的以外に提案者に無断で使用しないものとし、提案採用者以外の提案書は当該提案者に返却します。
- ⑧ 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開します。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがあります。
- ⑨ 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については市が定めます。

11. 担当連絡先

各務原市 都市建設部 都市活力創造課 担当：大野、前田
〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地（本庁舎5階）
TEL 058-383-7254 FAX 058-383-6365
メール tochi@city.kakamigahara.gifu.jp